

○中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

平成元年十二月五日

条例第三十三号

改正 平成一二年六月三〇日条例第三五号

平成一二年十一月三〇日条例第四七号

平成一三年三月二九日条例第一五号

平成一四年九月二七日条例第二八号

平成一五年一〇月一七日条例第二一号

平成一七年六月一七日条例第三〇号

平成一九年三月二二日条例第一三号

平成二〇年三月三一日条例第六号

平成二一年三月三〇日条例第三号

平成二四年一〇月一九日条例第四〇号

平成二六年七月一日条例第一三号

平成二九年三月三一日条例第六号

平成三〇年一二月七日条例第四四号

中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者又は二十歳未満で区規則で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（区規則で定める状態にある者を除く。）の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。

一 父母が婚姻を解消した児童

二 父又は母が死亡した児童

三 父又は母が区規則で定める程度の障害の状態にある児童

四 父又は母の生死が明らかでない児童

五 前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる状態にある児童で区規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であって、父母、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者（小規模住居型児童養育事業に従事している者を含む。）及び同法第六条の四に規定する里親（以下「里親」という。）以外のものをいう。

一 父母が死亡した児童

二 父又は母が監護しない前項各号に掲げる児童

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

（一部改正〔平成一七年条例三〇号・二一年三号・二四年四〇号・二九年六号〕）

（対象者）

第三条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、中央区の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）その他区規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるもの又はこれに準ずる者であって区規則で定めるものとする。

一 ひとり親家庭の父又は母及び児童

二 養育者及び養育者が養育する前条第三項各号に掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とししない。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けている者

二 区規則で定める施設に入所している者

三 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者

（一部改正〔平成一二年条例三五号・二一年三号〕）

（所得の制限）

第四条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった年の翌々年の一月一日から一年間は対象者とししない。

一 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）

の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生

計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前々年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、区規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等（父又は母に限る。以下この号において同じ。）の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、区規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。

二 ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの前々年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、区規則で定める額以上であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、区規則の定めるところによる。

3 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、区規則で定める。

（一部改正〔平成一五年条例二一号・三〇年四四号〕）

（医療証の交付）

第五条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、区長に申請し、区規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

（助成の範囲）

第六条 区は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。以下同じ。)のうち、当該法令の規定によって対象者又は対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、当該医療に関する給付について高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十七条第一項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額に相当する額(同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第五十六条第二号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、区規則で定める額。以下「一部負担金等相当額」という。)を控除した額を助成する。

この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、同法第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第一号に定める割合を乗じるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区規則で定める者については、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、対象者等負担額を助成する。

3 前二項の助成は、他の法令によって医療に関する給付等を受けることができるときは、その給付等の限度において行わない。

(一部改正〔平成一二年条例三五号・一三年一五号・一四年二八号・一九年一三号・二〇年六号〕)

(医療費の助成)

第七条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。ただし、医療費のうち、対象者が病院等に支払うべきものとして区規則で定める療養に要した費用については、当該支払った額を当該ひとり親等に支給することによって行う。

2 前項ただし書の規定によるもののほか、区長が特別の理由があると認めるときは、ひとり親等に支給することにより医療費の助成を行うことができる。

(一部改正〔平成一二年条例三五号〕)

(一部負担金等相当額の支払方法)

第七条の二 前条第一項本文に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、一部負担金等相当額を厚生労働省令の規定の例により病院等に支払うものとする。ただし、第六条第二項の区規則で定める者については、この限りでない。

(追加〔平成一二年条例三五号〕、一部改正〔平成一二年条例四七号・一四年二八号〕)

(届出義務)

第八条 ひとり親等は、第五条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに区長に届け出なければならない。

2 ひとり親等は、その家庭に属する対象者の現況について、区規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

3 ひとり親等は、その家庭に属する対象者に係る医療費の助成事由が第三者の行為によっ

て生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を遅滞なく区長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、ひとり親等が既に届け出ている場合は、この限りでない。

（一部改正〔平成二六年条例一三号〕）

（譲渡又は担保の禁止）

第九条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第十条 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、当該助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を区に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、その旨を遅滞なく当該第三者に通知しなければならない。

（全部改正〔平成二六年条例一三号〕）

（助成費の返還等）

第十一条 区長は、この条例による助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第二号から第四号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

一 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

二 第八条第三項本文の規定による届出をしなかったとき。

三 前条第一項の規定による譲渡をしなかったとき。

四 前条第二項の規定による通知をしなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、区長は、当該損害賠償の額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

（追加〔平成二六年条例一三号〕）

（委任）

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

（一部改正〔平成二六年条例一三号〕）

附 則

この条例は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年六月三〇日条例第三五号）

- 1 この条例は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、第三条第二項第四号を削る改正規定は平成十二年九月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 平成十二年九月一日において、この条例による改正後の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第三条の規定により対象者となる者は、同日前においても医療証の交付について申請することができる。
- 3 新条例第六条から第七条の二までの規定は、平成十三年一月一日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前における療養に係る医療費の助成については、なお、従前の例による。

附 則（平成一二年十一月三〇日条例第四七号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年三月二九日条例第一五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年九月二七日条例第二八号）

- 1 この条例は、平成十四年十月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第六条第一項及び第七条の二の規定は、平成十四年十月一日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前における療養に係る医療費の助成については、なお、従前の例による。

附 則（平成一五年一〇月一七日条例第二一号）

- 1 この条例は、平成十六年一月一日から施行する。
- 2 平成十五年十二月三十一日以前の所得の制限については、なお、従前の例による。

附 則（平成一七年六月一七日条例第三〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年三月二二日条例第一三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年三月三一日条例第六号）

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第六条第

一項の規定は、平成二十年四月一日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前における療養に係る医療費の助成については、なお、従前の例による。

附 則（平成二十一年三月三〇日条例第三号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年一〇月一九日条例第四〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年七月一日条例第一三号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の中央区子どもの医療費の助成に関する条例第七条第二項、第九条及び第十条の規定並びに第二条の規定による改正後の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第八条第三項、第十条及び第十一条の規定は、この条例の施行の日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前における療養に係る医療費の助成については、なお、従前の例による。

附 則（平成二九年三月三十一日条例第六号）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年一二月七日条例第四四号）

この条例は、公布の日から施行する。